

令和4年10月4日

保険薬局開設者 各位

岩手県薬剤師会事務局

「薬剤師資格証」発行計画に関するご協力のお願い

平素は、当会会務・事業に対しご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年1月から電子処方箋の運用が開始されることとなりました。電子処方箋管理サービスは、オンライン資格確認等システムの基盤を活用したものになりますので、薬局では、オンライン資格確認等システムを稼働させておく必要があります（令和5年4月からは保険医療機関・薬局におけるシステム導入が原則的に義務化となります）、さらに、電子処方箋を応需するには、「薬剤師資格証」が必要となります。

「薬剤師資格証」を発行する日本薬剤師会認証局では、令和5年1月の電子処方箋稼働時には、多くの薬局で受付できるようにするため、以下の発行計画をたてています。

1. 令和4年内に6万1千薬局の管理薬剤師に発行
2. 令和5年3月末までに、もう1枚ずつ発行（各薬局に2枚発行を推進）
3. 令和5年度には制限解除

これを達成するため、当面の間、管理薬剤師への発行を最優先し、次に各薬局で管理薬剤師以外の1名の薬剤師が薬剤師資格証を申請していただくこととされております。

各位におかれましては、貴薬局の管理薬剤師の申請について、お取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

【薬剤師資格証申請から交付までの流れ】

- (1) 日本薬剤師会HP内の専用ホームページで申請に必要な書類等を確認する。

<https://www.nichiyaku.or.jp/hпки/>

- (2) （住民票等の）書類等を取揃える。
- (3) 専用ホームページで申請書を作成し、手で印刷する。
- (4) 申請書に必要な事項の追記や顔写真の貼付等を行う。
- (5) 申請窓口に郵送する。
- (6) 申請書類審査係で書類確認と審査が行われる。
- (7) 審査合格後、審査結果および発行費用の支払いに関するご案内のメールが届く。
- (8) 費用を支払う（クレジットカードまたはコンビニ払い）。
- (9) 日本薬剤師会から岩手県薬剤師会にカードが送付される。
- (10) 岩手県薬剤師会から、申請者に交付準備完了の連絡が届く。
- (11) 岩手県薬剤師会が指定する日時に、本人確認書類を持参し、対面でカードを受領する。



※ 「岩手県薬剤師会が指定する日時」については、交付準備完了の連絡の際にお知らせします。

以上